

# 国家知識産権局公文書

国知発保字〔2018〕39号

---

## 『專利標識表示不適切案件の処理に関するガイドライン（試行）』 の印刷配布に関する国家知識産権局の通達

各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団知識産権局へ

党中央及び国務院の法による国家統制の全面的推進と厳格な知的財産権保護に関し定めた政策の配置を真剣に実行し、專利標識の表示行為に対する監督管理を強化し、專利法の行政法執行行為を規範化し、当事者が正確に專利標識を表示するよう奨励、誘導し、規範化するため、專利に関する法律法規の関連規定に基づき、『專利標識表示不適切案件の処理に関するガイドライン（試行）』を制定した。これを印刷、配布し、これに従って実行されたい。

実行中における新たな状況、新たな問題や関連の提言は、適時に報告されたい。これまでわが局から公布されたほかの関連規定は本通達に抵触がある場合、本通達に従う。

以上をもって通達する。

国家知識産権局

2019年1月2日

(連絡担当者及び電話番号：蔡健煒 王志超 62083312 62083856)

専利標識表示不適切案件の処理に関する  
ガイドライン  
(試行)

国家知識産権局  
2019年1月

# 目 次

第1章 概説.....	5
第1節 基本的な概念.....	5
1.1.1 専利標識.....	5
1.1.2 専利出願標記.....	5
1.1.3 専利出願番号、公開番号、専利番号及び授権公告番号.....	5
1.1.4 利害関係人.....	6
第2節 表示行為の規範.....	6
1.2.1 関連の法的根拠.....	6
1.2.2 表示の規範.....	7
1.2.3 表示不適切行為の法的責任.....	7
第2章 表示不適切行為の認定.....	8
第1節 適切表示行為の構成要件.....	8
2.1.1 行為の主体.....	8
2.1.2 行為の媒体.....	8
2.1.3 行為の形式.....	9
2.1.4 時間的要件.....	11
第2節 表示不適切の認定.....	12
2.2.1 専利権の種類を表示不適切.....	12
2.2.2 専利番号を表示不適切.....	15
2.2.3 付加する文字、図形標記、方法類専利権を表示不適切.....	17
2.2.4 専利出願標記を表示不適切.....	19
2.2.5 その他不適切な表現形式.....	20
第3章 表示不適切行為の扱い.....	21
第1節 立件.....	21
3.1.1 立件の条件.....	21
3.1.2 立件の期限.....	22
3.1.3 立件の審査承認.....	22
第2節 調査確認.....	22
3.2.1 調査確認の準備.....	22
3.2.2 調査確認の実施.....	23
第3節 案件終了に関する意見のまとめ.....	25
3.3.1 処理に関する意見のまとめ.....	25

3.3.2	案件終了に関する意見の審査承認.....	25
第4節	是正命令決定.....	26
3.4.1	是正命令決定書.....	26
3.4.2	是正措置.....	27
3.4.3	注意事項.....	27
第5節	その他手続上の事項.....	28
3.5.1	期限.....	28
3.5.2	救済ルート.....	28
3.5.3	執行.....	28
3.5.4	案件資料のファイリング.....	29
3.5.5	結果の公開.....	29
添付資料	.....	30

## 第1章 概説

### 第1節 基本的な概念

#### 1.1.1 専利標識

専利標識とは、専利権に関連する文字、数字又は図形等専利の身分を表明する標記を言う。例えば専利番号、専利権の種類、専利権に関連する宣伝用語等。

専利標識の表示とは、専利製品、製品の包装、製品の説明書等の媒体において専利標識を表示する行為を言う。

専利標識の表示権とは、専利権者は、専利権が付与された後の専利権の有効期間内に、その専利製品や専利方法によって直接獲得される製品、同製品の包装又は同製品の説明書などの資料に専利標識を表示する権利を言う。他者は専利権者から同意を得た上で、専利標識の表示権を享有することができる。

#### 1.1.2 専利出願標記

専利権が付与される前に、専利出願に関連する数字、文字、図形等標記は、本ガイドラインでは専利出願標記と統一して称する。

専利出願人が、専利出願を提出した製品、製品の包装又は製品の説明書等の媒体に、当該製品について専利出願が提出してある等情報を、事実のとおり表示する権利は、専利出願標記の表示権という。他者は専利出願人から同意を得た上で、専利出願標記の表示権を享有することができる。

#### 1.1.3 専利出願番号、公開番号、専利番号及び授権公告番号

専利出願番号とは、専利出願人が専利出願を提出した後、国家知識産権局から、一定の番号付けのルールに従って付与される番号を言う。専利出願番号は通常、12桁のアラビア数字で示される。1～4桁目の数字は、専利出願受理の年を示す番号であり、5桁目の数字は、専利出願の種類（1と8は発明、2と9は実用新案、3は意匠）を示し、6～12桁目の数字は出願の連続番号で、連続番号の後に「.」をもってチェック

デジットが入る。例えば、201110012018. X。

専利公開番号とは、発明専利出願について専利権が付与される前に、国家知識産権局で法により専利出願を公開する時の番号をいう。この標識の構成のフォーマットが、「国別番号+種類番号+連続番号+標識コード」になる。例えば CN1340998A の場合、うちの CN は国別、1 は発明、340998 は連続番号を示し、A は標識コードであり、全体で、中国発明専利 340998 号を表すものである。

専利番号は、専利権の付与時に国家知識産権局から与えられ、専利証書に記載される番号である。専利番号では通常、出願番号の前に ZL を付けるコーディングである。例えば、ZL201110012018. X。

専利の公告番号とは、専利出願に権利が付与された後、国家知識産権局で、付与された専利に関し公告する時の番号をいう。発明専利、実用新案専利、意匠専利について、公告番号の最後の 1 桁がそれぞれアルファベットの B、U、S である。

#### 1.1.4 利害関係人

本ガイドラインでは、専利権者から同意を得て専利標識の表示権を享有する被許諾者及び専利出願人から同意を得て専利出願標記の表示権を享有する被許諾者を、利害関係人と統一して称する。

## 第 2 節 表示行為の規範

#### 1.2.1 関連の法的根拠

「専利法」第 17 条第 2 項に、「専利権者には、その専利製品又は当該製品の包装に専利標識を表示する権利を有する」との規定がある。

「専利法実施細則」第 83 条第 1 項に、「専利権者は専利法第 17 条の規定に基づき、その専利製品または同製品の包装に専利標識を表示する場合、国務院専利行政部門が定めた方式に従って表示しなければならない。」との規定がある。

国家知識産権局は、国務院専利行政部門として、公布した「表示弁法」第 2 条に、「専利標識を表示する場合、この弁法に従って表示しなければならない。」と定めてある。同弁法第 8 条第 1 項に、「専利標識の表示が本弁法の第 5 条、第 6 条若しくは第 7 条の規定に適合しない場合、専利業務管理部門は是正を命じる。」と定めてある。

### 1.2.2 表示の規範

専利標識、専利出願標記の表示は、以下に掲げる要求事項に適合しなければならない。

専利標識の表示にあたり、以下に掲げる内容を明示しなければならない。(1) 中国語で明示する専利権の種類。例えば中国発明専利、中国実用新案専利、中国意匠専利。

(2) 国家知識産権局から付与された専利権の専利番号。上記明示しなければならない事項のほか、その他の文字や図形記号を加えても良いが、加える文字や図形記号及びその表示方法は、公衆をミスリードするものであってはならない。

専利方法によって直接獲得される製品、同製品の包装又は同製品の説明書などの資料に専利標識を表示する場合は、中国語で、当該製品が専利方法によって獲得される製品である旨を明記しなければならない。

専利出願標記を表示する場合は、中国語で、中国における専利出願の種類や専利出願番号を明記し、さらに「専利出願中、権利未付与」という文言を明記しなければならない。

専利出願人又は専利権者が、ある製品について海外で専利出願を提出したり、権利が付与されたり、若しくは PCT 専利出願を提出した場合、前述の要求事項に従い、専利又は専利出願の関連情報を事実のとおり明示しなければならない。

### 1.2.3 表示不適切行為の法的責任

専利標識又は専利出願標記の表示不適切行為(以下、「表示不適切行為」という)で専利の行政管理の秩序に違反した場合、「表示弁法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、専利業務管理部門は、不適切な専利標識又は専利出願標記の表示を差し止めるよう、是正を命じる。

海外の専利又は専利出願、PCT 専利出願標記を表示して専利詐称行為を構成した場合、専利業務管理部門は、専利詐称行為の認定基準と法執行手続に従って調査・処分しなければならない。表示行為は専利詐称行為を構成しないが、表示の内容上、公衆をミスリードする疑いがある場合、虚偽宣伝の疑いあるものとして関連部門に移送しなければならない。

## 第2章 表示不適切行為の認定

### 第1節 適切表示行為の構成要件

適切な専利標識又は専利出願標記の表示行為は、以下に掲げる4つの構成要件を具備しなければならない。

- (1) 行為の主体は、権利を有するものである。
- (2) 行為の媒体は、製品、専利方法によって直接獲得される製品、製品の包装、製品の説明書などの資料である。
- (3) 適切な方式の行為である。
- (4) 時間的要件に適合する表示である。

#### 2.1.1 行為の主体

適切な専利標識の表示行為の主体は、専利権者又は専利権者から同意を得て専利標識の表示権を享有する被許諾者でなければならない。適切な専利出願標記の表示行為の主体は、専利出願人又は専利出願人から同意を得て専利出願標記の表示権を享有する被許諾者でなければならない。表示行為の主体にその表示した専利又は専利出願の表示権を有しない場合は、表示した専利標識又は専利出願標記が関連規定に適合するものか否かを問わず、その表示行為は、表示不適切行為ではなく、専利詐称行為を構成するものである。

販売業者が、不適切な専利標識又は専利出願標記がついている製品を販売したり、販売の申し出をしたりするか、若しくは、不適切な専利標識又は専利出願標記がついている宣伝材料を配布した場合、相応の責任を負担しなければならない。

#### 2.1.2 行為の媒体

専利標識又は専利出願標記の表示の媒体として通常挙げられるのは、製品、製品の包装、製品の説明書、製品の宣伝資料等がある。インターネット技術の発展に伴い、表示行為の媒体として、ニュースサイト、ネットショッピングモール、個人又は企業のホームページ等を含むが、これらに限られない電子媒体まで拡大される。

### 2.1.3 行為の形式

適切な専利標識又は専利出願標記の表示行為の形式として通常、(1) 表示の実施行為があったこと、(2) 表示した専利標識又は専利出願標記が、様式上で「表示弁法」における要求事項に適合したこと、(3) 製品が、表示した専利又は専利出願と内容面での関連性を有すること、が挙げられる。

#### 2.1.3.1 表示の実施行為

表示の実施行為とは通常、製品又は製品の包装に、専利標識又は専利出願標記を表示すること、前号に言う製品の販売や販売の申し出、製品の説明書等資料に専利標識又は専利出願標記を表示することを言う。

#### 【事例1】

A デパートで販売される、B 社製造のガラスコップに、「偽造追放 専利番号 20112XXXXXXX.X」と表示してある。調査すると、前記専利標識は、専利権者であるB社が専利権の有効期間内に表示したものであり、専利技術の内容と製品が一致していることが証明された。

#### 分析・コメント

専利権者であるB社は、専利権が付与された後の有効期間内に専利標識を表示しており、製品と専利技術が一致するものである。但し、上記の表示内容には、専利権の種類及び正確な専利番号の表示がなく、「表示弁法」第5条の規定に適合しない。B社の行為は専利標識の表示不適切行為を構成する。

不適切な専利標識が表示してある製品を販売するAモールは、同じく、専利標識の表示不適切行為を構成するため、是正命令として、Aモールに上記の文字が表示してあるガラスコップの販売差止を命じなければならない。

#### 【事例2】

A 電器モールでは、そのカウンターに置かれた某ブランドの湯沸かし器の宣伝用パンフレットに、「国家専利取得製品、専利番号 20133 XXXXXX.X」と表示してある。調査すると、同パンフレットが、専利権者である湯沸かし器メーカーB社において印刷・作製されたこと、印刷・作製の時期が専利権の有効期間内にあること、専利技術の内容と宣伝の対象製品が一致していることが証明された。

#### 分析・コメント

専利権者であるB社は、専利権が付与された後の有効期間内に、その専利製品の宣伝用パンフレットに専利標識を表示する権利がある。但し、上記の表示内容には、専利権の種類及び正確な専利番号の表示がなく、「表示弁法」第5条の規定に適合しない。B社の行為で専利標識の表示不適切行為を構成する。

不適切な専利標識が表示してある製品宣伝用パンフレットを配布したA電器モールは同じく、専利標識の表示不適切行為を構成するため、上記の文字が表示してある宣伝用パンフレットの配布差止を命じなければならない。

#### 2.1.3.2 表示の文字

「表示弁法」の関連規定に従い、専利に関する文字、例えば、専利権の種類、専利番号、付加する文字、図形、専利出願標記等を表示することが、専利標識又は専利出願標記の適切表示の必要条件である。表示の様式上で「表示弁法」の関連規定に適合しないものは、表示不適切行為を構成する。

#### 【事例3】

A漢方薬有限公司は、その生産した製品である「口炎清顆粒」の包装に、「中国専利番号：ZL20071XXXXXX.X」を表示している。調査すると、A漢方薬有限公司が本件専利の専利権者であること、専利標識は、同社が専利権の有効期間内に表示したものであること、専利技術の内容と製品が一致していることが証明された。

#### 分析・コメント

同社は、専利権が付与された後の有効期間内に専利標識を表示しており、製品と専利技術が一致するもので、表示行為の実施者が専利権者である。但し、上記の表示内容には、専利権の種類が表示がなく、「表示弁法」第5条の規定に適合しない。A漢方薬有限公司のこの表示行為で専利標識の表示不適切行為を構成するため、是正を命じなければならない。正確な表示は、「中国発明専利、専利番号ZL20071XXXXXX.X」になる。

#### 2.1.3.3 製品と専利の関連性

表示した専利番号に関係する技術案又は意匠が、製品と一致しない場合、表示の様式上で専利標識の表示不適切に当たるものか否かを問わず、その表示行為は、専利標識の表示不適切行為ではなく、専利詐称行為を構成するものである。

#### 【事例4】

某企業で生産したアロエジェル製品に、「アロエエキス中国発明専利番号ZL972XXXX.X」「自社専利技術で生産」等の専利標識が表示してある。調査すると、本件専利の専利権者が黄某であること、黄某が当該企業に専利標識の表示の権限を委譲したこと、専利権の有効期間内における表示であることが証明された。なお、本件はアロエの皮取り装置に関する専利である。

#### 分析・コメント

この案件において同企業は、黄某から権限の委譲を受けており、専利標識の表示権を享有する、適切な表示行為の主体であること、専利権の有効期間内の表示であること、表示した専利標識には専利権の種類、専利番号等情報もあり、様式上で『表示弁法』第5条の規定に適合する。但し、本件専利に係るのはアロエジェル製品でな

く、アロエの皮取り装置である。当該專利標識は、アロエジェル製品ではなく、アロエの皮取り装置製品又はその包装にのみ表示されるものである。当該アロエジェルは当該アロエ皮取り装置によって獲得されるものであっても、このアロエジェル製品自体が專利製品であると公衆を誤認させないように、アロエ皮取り装置に関する專利的標識を表示してはならない。同企業の行為が、「專利法実施細則」第 84 条第 1 項第 (1) 号の「專利権が付与されていない製品（アロエジェル）に專利標識（アロエ皮取り装置に関する專利）を表示する」ケースに当たり、表示不適切行為ではなく、專利詐称行為を構成するものである。

製品上に表示した專利標識又は專利出願標記と対応するのが、部品パーツであって、全体の製品でない場合には、表示した專利標識又は專利出願標記と関連性を有する製品である限り、專利詐称行為として認定すべきではないが、表示不適切行為に該当するかどうかは、適切表示の 4 つの構成要件に基づいて判断する必要がある。

#### 【事例 5】

某ガススタンドでは、ガス充填設備に「中国実用新案專利、專利番号 ZL20062XXXXXXX.X」が表示してある。調査すると、当該ガス充填設備が、A 社で生産したものであり、A 社は、ZL20062XXXXXXX.X 号專利権を保有しており、專利権の有効期間内に、そのガス充填設備に上記の專利標識の表示を行ったことが証明された。さらに、調査によると、ZL20062X XXXXXX.X 号專利は、圧縮シリンダーに関するもので、同圧縮シリンダーがガス充填設備の中のコアパーツであることが証明された。

#### 分析・コメント

本件では、A 社が圧縮シリンダーに関する実用新案專利権を保有している。「專利法」第 17 条第 2 項の規定に基づくと、專利権者は原則的に、その專利製品（圧縮シリンダー）又は当該製品の包装に限定して專利標識を表示するものであり、当該製品を含める別製品（ガス充填設備）上で專利標識を表示してはならないが、圧縮シリンダーがガス充填設備のコアパーツであり、両者が密に連携して稼働している。特に、前記の圧縮シリンダーがガス充填設備の中に設置されているため、もし、自社で生産したガス充填設備に圧縮シリンダーに関する專利標識を表示した A 社の行為を、專利詐称行為として認定すると、專利標識の表示の規範化の推奨という目的を果たすのが困難になるとと思われる。本件では、表示の文字が「表示弁法」の関連規定に適合した状態に置かれると、A 社の表示行為を專利詐称行為として認定すべきではない。

#### 2.1.4 時間的要件

專利権が付与された後に專利標識を表示する場合、表示行為が專利権の有効期間内、即ち專利権の付与後から專利権の消滅までのものでなければならない。專利権の付与

前又は専利権の消滅後に専利標識を表示すると、専利詐称行為を構成する。

専利出願標記を表示する場合は、専利出願日以降から専利権付与前までの表示行為でなければならない。

#### 【事例6】

A モールで販売する「心相随箱ティッシュ」製品のアウターパッケージに、「ZL20063XXXXXXX.X」という専利標識が表示してある。調査すると、当該専利は年金未納により消滅したことが証明された。調査中、A モールから本件専利の年金追納の領収証が提示されたため、法執行官がその後、登記簿副本を調べると、同専利が法的に有効な状態になっている（次年度の年金及び滞納金が納付済み）。

#### 分析・コメント

A モールが弁明を行う前に、法執行官が収集した証拠によると、本件専利は年金未納により消滅したものであり、メーカーの、専利権の消滅後にも引き続き、製品への専利標識の表示及びA モールの関連製品の販売行為は、すべて「専利法実施細則」第84条第1項第(2)号で定めたケースに当たり、専利標識の表示の様式上、要件に適合するものか否かを問わず、A モールの行為は、専利詐称行為を構成するものである。

その後、A モールから専利年金の追納の領収証が提供され、専利登記簿副本によると、年金と滞納金の納付が済ませたため、本件専利が有効な状態になっている。この状況において、A モールの専利詐称行為がもはや成立しなくなる。但し、本件製品には、専利番号のみ表示しており、専利権の種類が表示がないため、「表示弁法」第5条の規定に適合しないもので、表示不適切行為を構成し、是正を命じなければならない。

## 第2節 表示不適切の認定

表示不適切行為に対する監督管理は、適切表示の4つの構成要件を基に判断し、重点として表示の文字が「表示弁法」第5条から第7条の関連規定に適合するかどうかチェックしなければならない。

### 2.2.1 専利権の種類を表示不適切

専利標識の表示では、中国語にて専利権の種類を明示しなければならない。

#### 2.2.1.1 専利権の種類のみ未表示

中国語で専利権の種類、例えば発明、実用新案又は意匠を表示しないのは、専利権の種類を表示不適切に該当する。

#### 【事例7】

ある発明専利権を取得した某企業は、関連製品に、専利番号「ZL018XXXXX.X」のみ表示しており、中国語にて専利権の種類を明示していない。

#### 分析・コメント

本件では、専利権が存在し、かつ有効期間内にあるため、専利権者は、発明専利権を保有することを示すために、製品上に関連の専利標識を表示する権利を有するが、「表示弁法」第5条に定めた中国語での専利権種類の表示をしておらず、専利標識の表示不適切行為を構成する。期限つき是正を命じるべきである。正確な表示は、「中国発明専利、 専利番号 ZL018XXXXX.X」になる。

##### 2.2.1.2 専利権の種類を表示の誤り

行為の主体で表示した専利権の種類が、専利番号と一致しないものは、「専利権が付与されていない製品又はその包装、製品の説明書に専利標識を表示する」ケースに該当するため、表示不適切行為ではなく専利詐称行為を構成するものである。

#### 【事例8】

某製品の販促のため、某企業は、某夕刊に広告を掲載し、「国家発明専利」である製品と称し、「専利番号 ZL20103XXXXXXXX.X」と表示し、同広告で製品の治療効果を宣伝している。

#### 分析・コメント

関連規定に基づくと、専利出願番号又は専利番号の数字の3桁目（8桁の付け方の場合）又は5桁目（12桁の付け方の場合）に当該専利権の種類が示される。本件で某企業は、「専利法実施細則」第83条及び「表示弁法」第5条に定める専利標識の表示をしていない。専利番号を事実のとおり表示しているが、専利権の種類を表示を誤ったため、公衆に、製品において取得された専利権の種類を混同させ、製品の包装の意匠専利を製品自体に関連する発明専利と誤認させており、「専利法実施細則」第84条第1項第(5)号の「その他公衆を混同させ、専利権が付与されていない技術又は設計を専利技術又は専利設計であると誤認させる」ケースに該当し、専利詐称行為を構成するものであって、専利標識の表示不適切行為と認定してはならない。

実践において、某製品に関連する専利技術が実用新案専利であるに拘わらず、権利者が製品に発明専利の表示をするのも、発明専利権が付与されていない製品に発明専利の標識を表示するケースに該当し、「専利法実施細則」第84条第1項第(1)号に掲げる専利詐称行為を構成する。

##### 2.2.1.3 製品の OUTER パッケージにおける専利又は専利出願の表示不適切

専利権者に製品の包装の意匠専利権を保有しており、製品自体的専利権を保有しないが、専利権者又はその利害関係人は、製品の包装に専利番号のみ表示しており、専利権の種類が明示がないか、若しくは「専利製品 偽造追放」、「専利出願製品、侵害追放」等の文字を加えている場合、表示不適切行為と認定すべきであり、専利詐称行

為と認定すべきではない。

### 【事例 9】

某企業で販売するやけど用軟膏のアウトパッケージに、「専利製品 専利番号：ZL20133XXXXXXX.X」との表示がある。

#### 分析・コメント

本件では、専利権が存在し、かつ有効期間内にあるもので、その種類が意匠専利権である。専利権者は、意匠専利権を保有することを示すために、製品上に関連の専利標識を表示する権利を有するが、「表示弁法」第 5 条に定める中国語での専利権の種類を表示をしておらず、公衆に、製品自体が専利製品であると誤認させやすい。よって、同企業の行為が、専利標識の表示不適切のケースに該当し、期限つき是正を命じるべきである。正確な表示は「中国意匠専利、専利番号 ZL20133 XXXXXXX.X」になる。

#### 2.2.1.4 多国専利又は専利出願の表示不適切

海外の専利又は専利出願、PCT 専利出願を保有する権利者は、「表示弁法」第 5 条から第 7 条の要求事項に従い、保有する専利権の種類を事実のとおり表示しなければならない。例えば「ドイツ発明専利、専利番号 GEXXXXXXX」。

### 【事例 10】

我が国に発明専利権 1 件保有しており、また PCT 出願し、複数の国で専利権を取得した A 企業は、その製品に「国際専利、中国発明専利、専利番号 20141XXXXXXX.X」との文字を表示した。

#### 分析・コメント

専利に地域的な性質があり、いわゆる「国際専利」「グローバル専利」等の用語がそもそも存在しない。本件で、製品と対応する中国発明専利権を保有する A 企業は、関連製品に中国発明専利及び対応の専利番号を事実のとおり表示する権利を有する。また、複数の国の専利権を保有しているため、製品上の「国際専利」との表示でも、言葉の使い方に不備があっただけで、誇大な宣伝により公衆誤導を図るわけではない。海外の専利があるとしても、「国際専利」という表示でなく、海外の専利の種類及び専利番号を表示しなければならないから。従って、このような表示は、「表示弁法」第 5 条の規定に適合しておらず、表示不適切行為に該当し、是正を命じると良い。正確なのは、各国の専利権の種類及び専利番号をそれぞれ表示する方法である。例えば、「ドイツ発明専利、専利番号 XXXXX、米国発明専利、専利番号 XXXXX」等を標記して、「中国発明専利、専利番号 20141XXXXXXX.X」とともに、製品又は製品の包装に表示する。

但し、もし同企業は、中国でのみ専利権を取得したか、或いは国際機関を通して出願を提出しただけで、まだほかの国では専利権が付与されていない製品に「国際専利」「グローバル専利」等の文字を表示して、公衆に、まだほかの国では専利権が付与さ

れていない技術又は設計を、ほかの国で付与された専利技術又は設計であると誤認させた場合は、該当の表示行為は、「専利法実施細則」第 84 条第 1 項第 (5) 号に掲げる専利詐称行為に該当するため、専利詐称の疑いある行為として立件し、調査・処分しなければならない。

#### 2.2.1.5 表示不適切と専利詐称行為の併存

専利権の種類を表示不適切行為も、専利詐称行為も両方存在する場合、専利詐称の疑いある行為として調査・処分しなければならない。

#### 【事例 11】

法執行検査をする法執行官が、A ドラッグストアで販売し、B 社で生産する「椎間板ヘルニア向け三蛇磁波透骨貼」製品のアウターパッケージに、「中華人民共和国国家専利 専利番号 20133XXXXXXX.X」との専利標識が表示してあることを発見した。調査すると、2013300397XX.8 号専利が実際に存在し有効であること、製品の生産日が専利出願日以降になっていることが証明されたが、当該専利の専利権者は王某であり、B 社ではない。調査中、A ドラッグストアから、B 社が王某から同意を得て専利標識の表示権を享有することに関する証明書類が提供されておらず、そこで、法執行機関は、専利詐称案件として立件し処理を進めた。

#### 分析・コメント

本件では、単に表示の文字、表示の時間及び専利番号の法的状態を見ると、専利権の種類が表示がなかったところだけが瑕疵あり、専利標識の表示不適切のケースに該当する。「中国意匠専利、専利番号 ZL20133XXXXXXX.X」が、正確な表示になる。

しかし、専利権者と本件の表示の主体との不一致がこの件の最大の問題である。もし王某が、B 社の専利標識表示権の享有に同意していない場合、B 社の専利標識表示行為は「専利法実施細則」第 84 条 第 1 項第 (1) 号、「許可を得ずに他者の専利番号を製品又は包装に表示する」ケースに該当する。上記製品を販売する A ドラッグストアは、「専利法実施細則」第 84 条第 1 項第 (2) 号のケースに該当し、専利詐称行為を構成するため、専利の表示の不適切行為ではなく、専利詐称の疑いあるものとして調査・処分すべきである。

### 2.2.2 専利番号の表示不適切

専利標識の表示は、中国語にて専利権の種類を表示するほか、国家知識産権局から専利権が付与された専利番号も明示しなければならない。専利権の種類のみ表示され、専利番号の表示がないこと、専利番号の表示時、数字の前に ZL を加えないこと、専利番号の代わりに授權公告番号を表示すること、専利番号に一部の桁表示の過不足等は、全て専利番号の表示不適切に該当するが、「専利法」「専利法実施細則」等法律、法規

にて別途定めのある場合は除く。

### 【事例 12】

某モールで販売するヘルス・ウォーキング・カーペットに、「中国実用新案専利製品 偽造追放」の表示がしてある。同表示では、本件製品に合法かつ有効な専利権を有するものかどうか示されていないため、法執行官が、モールに対し、同製品に関する専利権保有の証明提供を求め、そしてモールから専利証書が提供された。調査すると、同専利権が実際に存在し有効であること、表示者が専利権者でもある。法執行官は、専利標識の表示不適切の事由で、モールに是正を命じた。

#### 分析・コメント

ヘルス・ウォーキング・カーペットのメーカーはその製品に、専利権の種類のみ表示しているが、専利番号の表示がなかった。調査すると、対応の専利権の保有が証明されたため、専利詐称行為を構成しないが、「表示弁法」第 5 条 第 1 項第 (2) 号の規定に適合しない表示であり、専利標識の表示不適切行為に該当するため、是正を命じるべきである。

製品上に専利番号の表示がないことを発見した場合、法執行官は一概に、表示不適切行為として調査・処分しないで、まず、本件製品における専利権保有の状況を確認しなければならない。もし調査すると、表示の主体、表示の媒体、表示する専利権及び対応の技術案が全部、合法的表示の要件に適合することが証明されてはじめて、専利標識の表示不適切行為として調査・処分するように考えるべきである。表示の主体の不適格、専利番号と対応する技術案には製品との関連性がないなどがあった場合、専利詐称行為として調査・処分しなければならない。

### 【事例 13】

某ドラッグストアで販売する黄皮膚クリームのアウターパッケージに、「専利取得包装偽造追放 専利番号 20093XXXXXXX. X」との表示がしてある。調査すると、専利標識の表示日が専利権の有効期間内にあること、専利権が実際に存在し有効であること、専利権者と製品メーカーが同じであることが証明された。

#### 分析・コメント

製品メーカー（専利権者）が、「表示弁法」第 5 条第 1 項に定める、中国語にて専利の種類を表示をしておらず、また、専利番号の前の「ZL」との標記が欠けている。関連規定に基づくと、当事者から専利出願が提出された後に専利出願番号が取得され、授権後の専利番号が、出願番号と同じ数字の桁になる。但し、適切な専利番号は、専利出願番号と分別するように、数字の桁の前に「ZL」との記号を記載しなければならない。

本件において、本件製品に所定どおりの専利権の種類と専利番号の表示がなされていない。正式には、「中国意匠専利、専利番号 ZL20093XXXXXXX. X」という表示である

べきだが、製品メーカーが、例えば「中国意匠専利取得包装、偽造追放、専利番号 ZL20093XXXXXXX.X」というように標識を修正しても認容される。専利標識の表示不適切な製品を販売する同ドラッグストアに、是正を命じなければならない。

#### 【事例 14】

某ドラッグストアで販売する膏薬製品に「中国発明専利 専利番号 CN101XXXXXXX」が表示してある。

#### 分析・コメント

本件では、CN101XXXXXXX は専利番号でなく、専利の授権公告番号である。調査すると、公告番号 CN101XXXXXXX の専利が本件製品と完全に一致していることが証明され、関連の表示行為は専利詐称行為を構成しない。但し、「表示弁法」第 5 条第 1 項第 (2) 号の規定に適合しない表示であり、専利標識の表示不適切行為に該当し、是正を命じなければならない。

#### 【事例 15】

某企業は、その生産、販売する健康まくらに、「中国意匠専利、専利番号 ZL20073XXXXXXX.X」との表示をした。調査すると、表示してある専利番号が、本来の専利番号と 1 桁違うため、製品上に表示された専利番号が存在しないことになった。当事者から、合法的な専利権保有の証明が提供され、調査すると、同製品と対応の専利番号は、20073 XXXXXXX.X であって、法執行の時点において実際に存在し有効であることが証明された。

#### 分析・コメント

表示された専利番号が存在しない場合は、そのまま専利詐称行為があったとの結論を出すべきではない。本件では、専利権者が実際に存在しかつ有効な専利権を保有しており、そして、その専利権の技術内容が製品と一致するものである。1 桁が欠けたことは、明らかな記載ミスである。専利標識の表示不適切行為に該当し、是正を命じなければならない。

実践では、表示された専利番号のある 1 桁の数字の誤り又はズレのせいで、他者の専利番号とあいにくダブってしまうケースがある。もし当事者が合法的な専利権の保有の証明が提供でき、さらに、前記の専利権が対象製品の技術内容又は意匠と一致している場合、専利番号の標識における数字の桁の誤り又はズレを、明らかな記載ミスが原因としてまとめることができる。表示行為は、専利詐称行為でなく、専利標識の表示不適切行為として認定すべきである。

### 2.2.3 付加する文字、図形標記、方法類専利権の表示不適切

中国語での専利権の種類が表示及び専利番号の表示のほか、表示する際に、その他

の文字や図形記号を加えても良いが、付加する文字や図形記号、その表示の方法は、公衆をミスリードするものであってはならない。

以下に掲げるケースは、付加する文字、図形標記、方法類専利権の表示不適切行為に該当する。

(1) 文字又は図形のみ付加しており、専利権の種類と専利番号を表示していないもの

(2) 付加する文字又は図形では、社会公衆をミスリードするもの

(3) 専利方法によって獲得された製品又はその包装には、「専利方法によって獲得された製品である」との表示がない。

#### 【事例 16】

某企業は、その生産販売するマッサージ装置に「専利製品 偽造追放」との表示を行った。調査すると、同企業には、表示する製品の技術と一致する有効な実用新案専利権を保有していることが証明された。

#### 分析・コメント

同企業では、「専利製品 偽造追放」という付加的文字のみ表示しており、専利権の種類、専利番号を表示していない。但し、対応の専利権を保有しているため、専利詐称行為を構成すると認定してはならない。「表示弁法」第 5 条第 2 項の規定に基づく、付加する文字は、専利権の種類、専利番号等専利標識の付加的な標記としてのみ表示するものであり、専利権の種類や専利番号を表示しないまま、付加する文字だけ表示してはならない。同企業の表示行為で、専利標識の表示不適切行為を構成する。是正を命じるべきである。

#### 【事例 17】

某ドラッグストアで販売する皮膚クリームに、「国家専利 専利品質 中国意匠専利番号： ZL20133 XXXXXXX. X」との表示がしてある。

#### 分析・コメント

同製品に、規定に従った専利権の種類及び専利番号を表示したほか、「国家専利 専利品質」との付加的文字が表示してある。調べると、同専利は、本件製品の包装の意匠専利である。但し、社会公衆にしてみれば、「国家専利 専利品質」との付加的文字の表現を見ると、製品自体(皮膚クリーム)に専利技術があったものと誤認しやすくなる。よって、「表示弁法」第 5 条第 2 項、付加する文字は公衆をミスリードしてはならないとの規定に違反した表示であり、同専利標識の表示不適切製品を販売するドラッグストアは、相応の責任を負担して、公衆をミスリードする付加的文字を除去しなければならない。

#### 【事例 18】

某ドラッグストアで販売する「清開靈顆粒」製品のアウターパッケージに、「発明

専利番号：ZL991XXXXX.X」の表示がしてある。調べると、専利技術 991XXXXX.X 号は、「シクロデキストリンに包接されたコール酸及び動物エキスにより清開靈顆粒を製作する工法」であり、前記「清開靈顆粒」は同専利方法によって直接獲得されるものである。

#### 分析・コメント

当該ドラッグストアで販売する「清開靈顆粒」製品は、実は 991XXXXX.X に記載された方法専利に従って直接獲得された製品であるが、専利権の種類と専利番号のみ表示されており、「専利方法によって獲得された製品である」との表示がないため、「表示弁法」第 6 条の規定に適合しない。専利標識の表示不適切行為を構成し、是正を命じるべきである。

#### 2.2.4 専利出願標記の表示不適切

専利出願人は、専利権が付与される前に、該当の製品や製品の包装又は製品の説明書などの資料に、専利出願情報を事実のとおり表示する権利を有する。但し、表示の際に、中国語で中国における専利出願の種類や専利出願番号を明記し、さらに「専利出願中、権利未付与」という文言を明記しなければならない。

専利出願番号、専利出願の種類、「専利出願中、権利未付与」という文言は同時に表示しなければならない。専利出願が拒絶されたか又は見なし取下げになった後にも関わらず、専利出願標記を表示した場合、若しくは専利権が付与され後に消滅したか、又は無効と宣告された後もなお、専利出願標記を表示した場合は、専利出願標記の不適切行為に該当する。

#### 【事例 19】

某医療器械専門店で販売するエアマットのアウトターパッケージに、「国家専利出願侵害追放 専利出願番号：20132XXXXXXX.X」との表示がある。調査すると、同専利出願は製品の生産日までに権利が付与されていない状態だった。

#### 分析・コメント

専利権が付与される前に専利出願標記を表示する場合、「表示弁法」第 7 条の規定に従って、中国語で中国における専利出願の種類、専利出願番号、「専利出願中、権利未付与」という文言を明記しなければならない。本件では、対象製品に関する専利出願に専利権が付与されておらず、専利出願の種類の表示も、「専利出願中、権利未付与」という文言の表示もされていない。専利標識の表示不適切行為に該当する。是正を命じるべきである。正確には、「中国実用新案専利出願、専利出願番号 20132XXXXXXX.X、専利出願中、権利未付与」という表示になる。

また、本件専利出願は権利付与されておらず、専利権が取得できるかもわからない

状態であり、「専利法」第 11 条の規定に基づくと、専利権が付与された後、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施すると、侵害行為を構成することになるが、専利出願に専利権が付与される前には侵害は存在しない。「侵害追放」とは公衆をミスリードしやすい標記で、専利出願標記の表示不適切行為を構成する。同付加的文字の除去を命じるべきである。

なお、もし行為の主体が、専利出願標記の表示とともに、「偽造追放」「保護を受けた専利出願」「ライセンスを受けずに模倣禁止」等文字を付加すれば、これも社会公衆をミスリードしやすいケースに該当するため、該当の表現の除去を命じるべきである。

#### 【事例 20】

某モールで販売するマスクのアウトパッケージに、「発明専利出願番号：021XXXX.X」の表示がある。調査すると、同マスクの生産日前に、本件専利出願は法的状態が「発明専利出願公開後の見なし取下げ」だった。

#### 分析・コメント

「表示弁法」第 7 条の規定に基づくと、専利出願人が、専利権が付与される前に専利出願標記を表示することができる。「専利権が付与される前」とは、一方では、専利出願が提出されており（即ち、専利出願が実際に存在すること）、権利付与はされていないことを言うが、一方では、権利付与される可能性があることを言う。従って、「表示弁法」第 7 条は、表示者による専利出願標記の表示の時点において、同専利出願の法的状態が出願中にあるべきであり、まだ拒絶されたこと、見なし取下げにされたこと、自ら放棄等が存在すべきでない、という意味合いが含まれている。本件では、生産企業で上記の専利出願標記を表示する時点で、本件専利出願が既に見なし取下げにされていた。生産企業は、権利付与が不可能であることを承知の上で専利出願標記の表示を行った上、相応の法的状態を事実のとおり表示していないため、「表示弁法」第 7 条の規定に適合しないものである。専利出願標記の表示不適切行為を構成し、是正を命じなければならない。

### 2.2.5 その他不適切な表現形式

実践では、重複権利付与にならないよう、ある専利権を放棄したが、その後も引き続き製品の説明書等の中に同専利に関連する標識を表示したのは、専利標識の表示不適切行為と認定するが、引き続き製品又は製品包装に同専利の標識を表示したのは、専利詐称行為と認定すべきである。

#### 【事例 21】

某知識産権局では、A 社は、公式 HP に某空調製品の専利技術の保有について宣伝し

ており、「中国実用新案専利 専利番号：20092XXXXXXX.X」と表示してあるため、専利詐称行為を構成するとの通報を受けた。調査すると、ZL20092XXXXXXX.X 専利が「重複権利付与排除のため専利権放棄」の法的状態にあり、同実用新案と同じである専利技術には発明専利を同時出願し、権利付与されている。

### 分析・コメント

「専利法実施細則」第 84 条第 1 項第 (3) 号の規定には、専利権の消滅後も引き続き製品説明書等の中に専利標識を表示するケースが含まれていない。さらに、「専利法実施細則」第 84 条 第 1 項第 (1) 号の規定に基づくと、「専利権が付与されていない」と「専利権が無効と宣告されたか又は消滅した」ものは、異なる状態であり、「専利権が消滅」したのを「専利権が付与されていない」と認定してはならない。よって、専利権の消滅後も引き続き製品の説明書等の中に専利標識を表示する行為は原則的に、「専利法実施細則」第 84 条第 1 項第 (3) 号、第 (5) 号に定めるケースに該当せず、専利詐称行為と認定すべきではない。

但し、専利権は消滅した後に有効でなくなったため、この際に依然として専利標識を表示すると、「表示弁法」第 4 条「専利権が付与された後の専利権の有効期間内に専利標識を表示することができる」との規定に違反し、専利標識の表示不適切行為を構成する。

本件では、関係専利技術について発明と実用新案専利が同時出願されており、関連規定によると、発明専利の授権公告日が実用新案専利の消滅日になる。専利 ZL20092XXXXXXX.X が消滅した状況におかれて、A 社にはその HP で同専利標識を表示する権利がなくなっている。そのため、その行為で専利標識の表示不適切行為を構成し、HP から同専利標識を除去するよう命じなければならない。

## 第 3 章 表示不適切行為の扱い

### 第 1 節 立件

#### 3.1.1 立件の条件

専利業務管理部門で表示不適切行為の立件、調査・処分を行う場合、以下に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 明確な行政関係の相手方がいること
- (2) 表示不適切行為の構成に関する手がかりがあること
- (3) 当該専利業務管理部門の管轄内にあること

### 3.1.2 立件の期限

専利業務管理部門で疑いある表示不適切行為を発見したか或いは通報、クレームを受けて発見した場合、発見した日より5営業日以内、又は通報、クレームを受けた日より10営業日以内に立件しながら、2名又は2名以上の法執行官を指定して調査しなければならない。

### 3.1.3 立件の審査承認

案件対処部(科)室の法執行官は、通報記録を整理・審査し、文書や記録を移送し、発見した案件関連の資料を自らチェックし、立件するかどうかの意見や提言を提出し、「専利標識表示不適切の疑いある案件の立件審査承認表」を記入し、案件対処部(科)室の責任者に判定を受けた上、局の上役に報告して審査承認を受けなければならない。

## 第2節 調査確認

立件後、専利業務管理部門は、法執行官を最少2名任命して調査確認を行わせる。調査確認の内容として、法定の方法や措置による証拠固め、収集、当事者尋問、当事者の違法行為の疑いある場所に関する現場検査の実施等が含まれる。

### 3.2.1 調査確認の準備

調査確認の前に、法執行官は以下に掲げる業務を完了しなければならない。

(1) 関連の専利を検索し、本件専利の状況を初期的に特定する。事件ファイルを読読、研究し、状況を理解し、調査が必要な主な事実を把握する。

(2) 現場検査前の準備会を開き、現場検査作業の割り当て、現場検査の時間と内容、重点として明確にしなければならない問題点、及び起こり得る様々な状況や処置案を研究、決定する。検査チームのメンバーの分担を明確にする。実態に応じてグループに分けて行動するかどうかも考えられる。グループに分けた行動が必要な場合、各グループの任務及び責任者を明確にする。

(3) 必要な文書、文具及びカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー等法執行用の設備を準備する。

(4) 現場検査に当たって、ほかの部門の協力が必要な場合、関連部門と事前に連絡を取りながら、各部門の作業内容を明確にする。

表示不適切行為に対する調査確認において、以下に掲げる内容を重点において調査する。

- (1) 専利標識、専利出願標記を表示する行為の主体が適正なものかどうか。即ち、表示者は、専利権者、専利出願人又はその利害関係人であるか
- (2) 専利技術又は設計は、製品との関連性を有するものか
- (3) 専利標識又は専利出願標記で関係する専利権(専利出願)の法的状態が真実でかつ有効なものか
- (4) 専利標識の表示日が、専利権が付与された以降にあるものか、専利出願標記の表示日が、専利権が付与される前にあるものか
- (5) 専利標識又は専利出願標記の表示の文字が適切なものか。

### 3.2.2 調査確認の実施

法執行官は調査確認を行う際に、厳正な服装で臨み、自ら当事者又は関係者に行政法執行証を提示し、立場を表明し、意図を説明する。現場での文書記録を作成し、「専利標識表示不適切案件証拠リスト」を記入しなければならない。

「専利標識表示不適切案件証拠リスト」は、文書記録の内容と一致しなければならない。2枚つづりであり、1枚目は記録ファイルに添付し、2枚目は当事者又は関係者に渡す。

#### 3.2.2.1 現場検査の文書記録の作成

調査確認の際、法執行官が現場検査の文書記録を作成する。現場検査の文書記録の作成に、2名以上の法執行官の立ち会いが必要である。当事者尋問や書証、物証等証拠の取り出しの過程を記録する方法により、重要事項を記録すると良い。また、それと同時に録音、録画設備を利用して記録することもできる。

現場検査の文書記録は、案件と関連する事実を網羅的、客観的に記録するよう配慮する。文書記録には、規範的な言葉を使い、文書記録の中に記録する企業名称又は当事者氏名を、企業の営業許可証や当事者の身分証明と照合するよう配慮する。文書記録の空欄に「/」を記載し、文書記録の記録事項が終了した後、すぐに「以下余白」と記載する。法執行官は、現場の文書記録の各ページに逐一署名し、日付を記載する。

現場検査の文書記録は、証拠の客観的状況を反映するよう配慮する。文書記録を完了した後、当事者及び関係者に渡して、照合、確認し、各ページに逐一に署名・捺印し、文書記録の作成の日付を記録してもらおう。署名・捺印を拒否した場合、法執行官は、現場検査の文書記録に理由を明記した上、証明するために、立ち会ったほかの人に署名・捺印してもらっても良い。当事者が文書記録の誤った箇所の訂正を要請した場合、訂正しても良いが、当事者に、訂正箇所に自署及び日付の明記を要請する。

現場検査の文書記録に記載すべき重要事項として以下に掲げる各号がある。

(1) 被検査人の基本的状況。勤務先名称、法定代表者又は経営者の氏名、住所等含まれる。

(2) 検査実施時間、場所

(3) 生産経営の基本的状況、本件製品の名称、型番、在庫の状況、本件製品の生産、販売時間、件数等を含む。

(4) 本件製品における専利標識又は専利出願標記の表示の関連状況

(5) 本件製品の専利標識又は専利出願標記が金型に関連する場合、本件製品の金型の基本的状況、例えば金型の名称、型番、件数、保管場所などを記録しなければならない。

(6) 証拠採集の状況。

### 3.2.2.2 書証の取り出し

調査収集する書証は原本でも、照合済みである副本又は複製でも良い。法執行官は、当事者に、同書証で署名・捺印してもらいながら、現場の文書記録の中に出所と証拠取得の状況を記載する。確認を受けた副本又は複製には、当事者の署名・捺印、日付の明記のほか、法執行官2名も書証に署名した上、原本と照合済みである旨を明記し、日付を記入する。

### 3.2.2.3 物証の取り出し

調査収集する物証は原則的に原物でなければならない。被調査人が原物を提供するのは確かに困難である場合、複製品を提供するよう要請しなければならない。複製品を提供した場合、法執行官は現場の文書記録の中で、証拠取得の状況を説明しなければならない。

法執行官は、規定違反の疑いある物品について、サンプリングによる証拠取得方式で証拠を収集することができる。製品専利関連の場合、表示不適切の疑いある製品の中から一部抽出してサンプルとすることができる。方法専利関連の場合、表示不適切の疑いある、同方法によって直接獲得された製品の中から一部抽出してサンプルとすることができる。サンプリング件数は、事実が証明できる量を限度とする。サンプリングによる証拠取得方式で証拠の調査収集をする際、当事者に、「専利標識表示不適切案件のサンプリングによる証拠取得決定」と「専利標識表示不適切案件のサンプリングによる証拠取得リスト」を発行しなければならない。

現場検査にあたって、滅失の恐れがあるか或いは、以降では取得が困難になる証拠や、取り出しに適さないか、或いは取り出しが困難な証拠には、法執行官は実態に応じて、関連する証拠の登記・保存を決定しても良い。法執行官は登記・保存する物品に封印用紙を貼り、現場で写真を撮った上、「専利標識表示不適切案件証拠登記保存通知書」の中に関連の内容、事項を明記し、法執行官及び当事者、その他の関係者に

よって署名・捺印しなければならない。

法執行官は当事者又は関係者に、勝手に封印用紙を破棄しないこと、登記保存する物品を廃棄又は移動しないことを告知しなければならない。

専利業務管理部門は7日以内に、登記保存された物品に対する処理を決定しなければならない。

#### 3.2.2.4 視聴覚資料

視聴覚資料による証拠は法執行官が写真撮影、ビデオ撮影をして取得することができる。写真撮影、ビデオ撮影の際に、撮影の手段を通じて、当事者の、専利標識の表示不適切の疑いある生産経営の状況、本件製品の関連する状況及び法執行官の現場での執行の状況を十分に記録しなければならない。写真撮影及びビデオ撮影の事情は現場文書記録の中に記載しなければならない。

法執行官は、録音・録画等の視聴覚資料を調査、収集する場合、被調査人に対し、関連資料のオリジナルキャリアを提供するよう要請しなければならない。オリジナルキャリアの提供が確かに困難な場合、複製を提供することができる。複製を提供する場合、現場の文書記録の中に、その出所と作成の経緯を記載しなければならない。

### 第3節 案件終了に関する意見のまとめ

#### 3.3.1 処理に関する意見のまとめ

調査確認を経て、事実が明瞭で、証拠が確実な案件は、調査を終了し、案件を担当した法執行官が、案件の事情に対し以下に掲げる処理の意見を提出する。

(1) 表示不適切行為を構成するものには、是正を命じる。

(2) 専利詐称行為を構成するものには、案件の経緯に応じ、専利詐称案件の調査・処分に関する法執行の流れに移行する。

法執行官は、案件を終了して良いと認めた場合、「案件終了審査承認表」等案件関連資料を、案件対処部(科)室の責任者に判定を受けた上、局の上役に報告して審査承認を受けなければならない。

#### 3.3.2 案件終了に関する意見の審査承認

部門・勤務先の責任者が、法執行官からの案件終了に関する意見について審査する。審査の内容として主に以下に掲げる各号がある。

(1) 規定違反行為の事実が明瞭なものか。事実明瞭とは、法執行官が、当事者に

規定違反行為の有無、表示不適切行為を構成する規定違反行為であるかを確認できる十分な基本的事実を収集したことを言う。

(2) 規定違反行為の証拠が合法的、十分で、確たるものか。証拠合法とは証拠の収集行為が合法的なものか、証拠と案件の事実と関連性があるかどうかを言う。証拠十分とは、調査確認の過程において把握した証拠が、具体かつ網羅的なものであり、証拠の性質が明白にあり、規定違反事実が存在したかを認定する根拠にできることを言う。もし審査の上で証拠の不十分が認められた場合、法執行官に補足調査するよう要請する。

(3) 法執行官による調査手続が合法的なものか、手続規定の違反行為があったか。即ち、法執行官が法定の手続どおり調査をしていたかを審査する。審査中に、法定の手続を違反するやり方を発見した場合、適時に是正しなければならない。

(4) 行政法違反行為の是正命令の根拠が合法的なものか。即ち、法執行官から規定違反行為に与える是正命令が、法律、法規又は規程に適合するものか、法律、法規又は規程の適用が適切なものかを審査する。不適切な点を発見した場合、法律、法規又は規程に従って処理しなければならない。

## 第4節 是正命令決定

### 3.4.1 是正命令決定書

専利業務管理部門において、表示不適切行為の成立を認定した場合、組織の責任者から審査承認を受けた上、当事者に関連事実を告知しながら、当事者の意見又は弁明を十分に聴取した上で、当事者に対して「専利標識表示不適切是正命令決定書」を発行しなければならない。是正命令決定にあたって、規定違反事実の明瞭な認定、結論までの確実かつ十分な証拠、規定違反行為の的確な性質確定、正確な法律適用、合法的な対処手続で行わなければならない。

「専利標識表示不適切是正命令決定書」には以下に掲げる内容を含めなければならない。

- (1) 当事者の氏名又は名称、住所
- (2) 法律、法規又は規程に違反した事実と証拠
- (3) 是正命令の根拠
- (4) 是正の方式と期限
- (5) 是正命令決定を不服とする場合、行政復議申立又は行政訴訟提起のルートと期限

(6) 是正命令決定を行った行政機関の名称と決定を行った日付

(7) 専利業務管理部門の公印を押す

「専利標識表示不適切是正命令決定書」は、宣告後にその場で当事者に交付しなければならない。当事者不在の場合、専利業務管理部門は7営業日以内に当事者に送達しなければならない。「専利標識表示不適切命令是正決定書」は送達をもって発効する。

専利標識表示不適切是正命令決定書』が送達さえすれば、専利業務管理部門は随意にこれを変更してはならない。

### 3.4.2 是正措置

専利業務管理部門において、表示不適切行為の成立を認定した場合、行為者に対し、以下に掲げる是正措置を取るよう命じることができる。

(1) 製品又はその包装に不適切な専利標識又は専利出願標記を表示したものは、誤った表示行為を直ちに差し止め、まだ売り出していない製品又はその包装上の専利標識又は専利出願標記を除去するか或いは修正すること

(2) 第(1)号に言う製品の販売、販売の申し出を行うものは、まだ売り出していない製品又はその包装上の専利標識又は専利出願標記を直ちに除去するか或いは修正すること。製品上の専利標識又は専利出願標記の除去や修正が困難な場合、販売、販売の申し出行為を差し止めること

(3) 製品説明書等の資料の中に、不適切な専利標識又は専利出願標記を表示したものは、誤った表示行為を直ちに差し止め、まだ発行していない資料上の専利標識又は専利出願標記を除去するか或いは修正すること。除去や修正が困難な場合、発行していない資料を廃棄すること

(4) 不適切表示の出展者に、展示会から専利展示品の撤去、該当の宣伝材料の除去又は修正、該当のパネルの変更や遮蔽等の措置を取るよう命令する。

(5) その他必要な是正措置。

専利業務管理部門において、電子商取引プラットフォーム上の表示不適切行為の成立を認定した場合、電子商取引プラットフォームのプロバイダーに、表示不適切なウェブページの適時訂正を関連テナントに直ちに知らせ、訂正を拒否するものには、リンクの削除、遮蔽、遮断等措置を取るよう通知する。

### 3.4.3 注意事項

専利業務管理部門が、専利標識表示不適切行為について行う是正命令決定は行政決

定になる。この決定は、専利業務管理部門が、同行政決定を通じて行政関係の相手方の権利・義務を直接に設定するか、或いは相手方の権利・義務に対して直接に影響を与え、対外的に法的効果を生じる行為であり、復議が可能で争訟性を有するものである。

## 第5節 その他手続上の事項

### 3.5.1 期限

専利業務管理部門で調査・処分する表示不適切案件は、立件日より1ヶ月以内に案件を終了させなければならない。特に複雑な案件で期限の延長が必要な場合、専利業務管理部門の責任者の承認を受けなければならない。承認を受けて延長できる期間は、最大15日までとする。

### 3.5.2 救済ルート

専利業務管理部門で是正命令決定を行う場合、当事者に行政復議又は行政訴訟提起の権利があると告知しなければならない。具体的な復議、訴訟の機関、手続は、「専利法執行行政復議ガイドライン（試行）」「専利法執行行政応訴手引き（試行）」を参照すると良い。

### 3.5.3 執行

当事者が法定の期限以内に行政復議の申立又は行政訴訟の提起もせず、是正命令決定の履行もしなかった場合、専利業務管理部門は、期限満了日より3ヶ月以内に、人民法院に強制執行を申請することができる。

専利業務管理部門は、人民法院に強制執行を申請する前に、当事者に対し義務履行を催告しなければならない。催告は、書面による形で行うものとし、以下に掲げる事項を明記する。

- (1) 履行の期限
- (2) 履行の方法
- (3) 当事者が法により享有する陳述権と弁明権

催告書が送達されて10日間経過しても当事者がまだ義務を履行しなかった場合、専利業務管理部門は、人民法院に強制執行を申請することができる。

是正命令決定の執行を拒否したものについて、専利業務管理部門はそれを社会信用遵守システムに取り入れても良い。

#### 3.5.4 案件資料のファイリング

表示不適切に対して下される是正命令決定書、又は専利詐称行為案件に移行してから下される行政処罰決定書、又は行政処罰としない決定書が当事者まで送達された後、専利業務管理部門は、全ての案件資料を整理してファイリングしなければならない。ファイリングの要求事項について、「専利行政法執行操作ガイドライン(試行)」の中の専利詐称案件関連の書類・記録のファイリング制度の関連規定を参照すると良い。

当事者が、行政決定を不服として行政復議又は行政訴訟を提起した場合、適時に復議・訴訟に関する資料を個別にファイリングしなければならない。

#### 3.5.5 結果の公開

専利標識の表示不適切の是正命令の案件は、利害関係人からの申請に基づき、公開することができる。

添付資料

## 一、知識產權局處理用法執行文書用紙

## 専利標識表示不適切案件立件通知書

案件番号：

違法 容 疑 者	氏名	性別	年齢	
	名称		法定代表者 (責任者)	
	住所		連絡先電話	
発生場所			発生時間	
関係製品			関係専利番号	
違法の疑いある 状況				

\_\_\_\_\_：

「中華人民共和国専利法実施細則」第 83 条第 1 項及び「専利標識表示弁法」規定に基づき、貴方（組織）の上記行為に専利標識表示不適切の疑いがあり、当局は立件することを決定しました。これについて陳述、弁明する意見がある場合、本通知書を受け取った後に当局に申し立てることができます。

以上をもって通知します。

\_\_\_\_\_ 知識産権局（押印）

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

対処担当者：

連絡先電話：

連絡先住所：

郵便番号：

説明：本通知書は 2 通作成し、当事者に 1 通送達し、知識産権局で 1 通保存する。

**専利標識表示不適切の疑い通報案件  
不立件通知書**

通報時間		通報方式	
通報者		連絡先住所	
		連絡先電話	
		電子メール	
被通報者			
被通報者住所			
通報内容			

\_\_\_\_\_ :

貴方（組織）が通報した上記の専利標識表示不適切の疑いある行為について、当局は調査確認した結果、「専利標識表示弁法」の規定に基づき、専利標識表示不適切行為を構成しないと判断しました。以下に理由を記載します。

1. ……
2. ……

よって、決定立件調査・処分としないことを決定しました。これについて異議があるか、或いは新たな違法事情を発見した場合、改めて当局に通報することができます。

以上をもって通知します。

\_\_\_\_\_ 知識産権局（押印）  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

対処担当者：  
連絡先電話：  
連絡先住所：  
郵便番号：

説明：本通知書は2通作成し、当事者に1通送達し、知識産権局で1通保存する。

## 調査協力通知書

案件番号：

\_\_\_\_\_：

\_\_\_\_\_のため、貴方（組織の責任者）は、\_\_\_\_\_年  
月\_\_\_\_日\_\_\_\_時に、調査に協力するよう、\_\_\_\_\_へ行って下さい。その際、下  
記の証明書と資料を持参してください。

1. 身分証
2. 公印を押した企業営業許可証副本のコピー又はその他主体の資格証明書類
3. 法定代表者（責任者）の身分証
4. 代理人を委託する場合、権限委任状の提出が必要
5. ……

貴方（組織の責任者）は正当な事由があつて日時通りに行けなくなった場合、3日  
前に当局に申し立て、期日変更を申請してください。

\_\_\_\_\_知識産権局（押印）  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

連絡担当者：

連絡先電話：

連絡先住所：

郵便番号：

説明：本通知書は2通作成し、当事者に1通送達し、知識産権局で1通保存する。

## 期限付き証拠提供・調査受入通知書

案件番号:

貴方（組織）に\_\_\_\_\_の疑いがあるため、当局は法により立件調査します。「専利標識表示弁法」第3条、第8条の規定に基づき、貴方（組織）は如実に尋問を受け、調査に協力し、証拠を提供する義務があります。本通知を受け取った日より7日以内に当局に来て尋問を受け、調査に協力していただきます。その際、下記の証明書、資料及び証拠を持参してください。

1. 身分証
2. 公印を押した企業営業許可証副本のコピー又はその他主体の資格証明書類
3. 法定代表者（責任者）の身分証明
4. 代理人を委託する場合、権限委任状の提出が必要
5. ……

期限を超えても尋問を受けず、調査に協力しなかった場合、貴方（組織）は相応の法的責任を負い、そして不利益な法的結果を被ることになります。

以上をもって通知します。

\_\_\_\_\_知識産権局（押印）  
\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

連絡担当者：

連絡先電話：

連絡先住所：

郵便番号：

説明：本通知書は2通作成し、当事者に1通送達し、知識産権局で1通保存する。

專利標識表示不適切案件調査文書記録

案件番号：

事由				
被調査者	氏名		性別	
	勤務先		役職	
	住所		電話	
調査者	氏名		性別	
	勤務先		役職	
	住所		電話	
調査者	氏名		性別	
	勤務先		役職	
	住所		電話	
調査実施場所				
調査実施時間	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分			

調査に関する文書記録：

被調査者（署名・捺印）： 年 月 日  
調査者（署名・捺印）： 年 月 日  
調査者（署名・捺印）： 年 月 日

備考：

専利標識表示不適切案件現場検査文書記録

案件番号：

検査実施時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
検査実施場所	
検査官	氏名： 勤務先： 役職： 氏名： 勤務先： 役職：
当事者	氏名： 身分証明書番号： 勤務先： 住所： 電話：
立会人	氏名： 身分証明書番号： 勤務先： 住所： 電話：
告知の状況	
検査の状況	
検査官の署名・捺印	年 月 日
当事者又は立会人の署名・捺印	年 月 日

専利標識表示不適切案件現場検査登記リスト

案件番号:

事由					
被検査者	氏名又は名称		法定代表者 (責任者)		
	住所		電話		
番号	関係物品の名称	規格型番	特徴	件数	備考
被検査者（署名・捺印）： _____ 案件対処担当者（署名・捺印）： _____ 年 月 日 年 月 日 案件対処担当者（署名・捺印）： _____ 年 月 日					
備考：					

説明：本リストは2通作成し、被検査者に1通渡し、知識産権局で1通保存する。

## 専利標識表示不適切案件サンプリングによる証拠取得決定書

案件番号：

\_\_\_\_\_：

専利標識表示不適切案件の調査・処分の必要性から、「専利行政法執行弁法」第 39 条の規定に基づき、当局は関連物品（詳細は「専利標識表示不適切案件サンプリングによる証拠取得リスト」を参照）のサンプリングによる証拠取得を実施すると決定しました。

添付：専利標識表示不適切案件サンプリングによる証拠取得リスト

\_\_\_\_\_ 知識産権局（押印）  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

説明：本決定書は 2 通作成し、当事者に 1 通送達し、知識産権局で 1 通保存する。



## 専利標識表示不適切案件証拠登記保存通知書

案件番号：

\_\_\_\_\_：

専利標識表示不適切案件の調査・処分の必要性から、「専利行政法執行弁法」第 40 条の規定に基づき、当局は、関連物品（詳細は「専利標識表示不適切案件証拠登記保存リスト」を参照）を\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時より登記保存することを決定しました。

当局は、上記日付より 7 日以内に処理決定を行います。

登記保存期間において、いかなる者も登記保存対象物品を破棄、移動してはなりません。

添付：専利標識表示不適切案件証拠登記保存リスト

\_\_\_\_\_知識産権局（押印）

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

説明：本通知書は 2 通作成し、当事者に 1 通送達し、知識産権局で 1 通保存する



## 専利標識表示不適切案件証拠登記保存解除決定書

案件番号：

\_\_\_\_\_：

当局は、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に「専利標識表示不適切案件証拠登記保存決定」（案件番号：\_\_\_\_\_）をもって、貴方（組織）の関連物品に法により登記保存措置を取りました。

本件は既に処理が終了したため、当局は、\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時より、関連証拠の登記保存措置の解除を決定しました。貴方（組織）に、3ヶ月以内に登記保存対象物品を持ち帰っていただきます。

添付：専利標識表示不適切案件証拠登記保存解除リスト

\_\_\_\_\_知識産権局（押印）

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

説明：本決定書は2通作成し、当事者に1通送達し、知識産権局で1通保存する。



## 專利標識表示不適切是正命令決定書

案件番号：

行政関係の相手方		法定代表者（責任者）	
住所			
郵便番号		電話	
專利標識不適切の 疑いある種類	<input type="checkbox"/> 1. 中国語で專利權の種類を明示していない。 <input type="checkbox"/> 2. 国家知識産權局から付与された專利權の專利番号を明示していないか、或いは正確に明示していない。 <input type="checkbox"/> 3. 加えた文字や図形記号及びその表示方法は、公衆をミスリードするものだった。 <input type="checkbox"/> 4. 專利方法によって直接獲得される製品、同製品の包装又は同製品の説明書などの資料に專利標識を表示するが、中国語で、当該製品が專利方法によって獲得される製品であることを明記していない。 <input type="checkbox"/> 5. 專利權が付与される前に製品、同製品の包装又は同製品の説明書などの資料に表示するが、中国語で、中国における專利出願の種類や專利出願番号を明記しておらず、「專利出願中、權利未付与」という文言を明記していない。 <input type="checkbox"/> 6. 權利付与される見通しのない專利、又は專利權が付与されたにも拘わらず專利出願標記を表示しているもの。		

\_\_\_\_\_：

当局は\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に、\_\_\_\_\_で貴方（組織）の\_\_\_\_\_を発見しました。調査した結果、貴方（組織）の当該行為が「專利標識表示弁法」第\_\_\_\_条の規定に違反したものであり、\_\_\_\_\_を命じます。

これを不服とする場合、この通知を受け取った日より 60 日以内に、\_\_\_\_\_に行政復議申立を提起するか、或いは 6 ヶ月以内に人民法院に、行政訴訟を提起することができます。

\_\_\_\_\_ 知識産權局（押印）  
\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

案件対処担当者：

連絡先電話：

連絡先住所：

郵便番号：

説明：本決定書 2 通作成し、当事者に 1 通送達し、知識産権局で 1 通保存する。

## 行政決定履行催告書

案件番号：

\_\_\_\_\_：

貴方（組織）は、\_\_\_\_\_ に \_\_\_\_\_ という  
専利標記を表示して、専利標識表示不適切行為を構成したため、当局は、\_\_\_\_\_年  
\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に貴方（組織）に対し「専利標識表示不適切是正命令決定』（案件番  
号：\_\_\_\_\_）を発行し、貴方（組織）に \_\_\_\_\_ を  
命じました。

貴方（組織）は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に上記の是正命令決定書を受け取った後、  
行政復議の申立又は行政訴訟の提起をしておらず、所定の期限以内には是正の義務も履  
行していません。

そこで弊局は、「中華人民共和国行政強制法」第 54 条の規定に準拠して、貴方（組  
織）に、この催告書を受け取った 10 日以内に自ら是正命令決定書を履行し、不適切  
な専利標識の是正を行うよう催告します。期限を超えても履行しなかった場合、当局  
は法により人民法院に強制執行を申請します。

上記の催告の内容について、貴方（組織）は陳述、弁明する権利を享有します。陳  
述、弁明する場合、この通知を受け取った日より 3 日以内に、弊局に書面での陳述、  
弁明の意見を申し立てていただきます。期限を超えても提示しなかった場合、この権  
利を放棄したとみなします。

\_\_\_\_\_知識産権局（押印）

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

対処担当者：

連絡先電話：

連絡先住所：

郵便番号：

説明：本催告書 2 通作成し、当事者に 1 通送達し、知識産権局で 1 通保存する。

## 送達受領証

案件番号：

送達先組織	
送達する文書及び頁数	
受送達者	
代理機構及び代理人	
送達先住所	
送達方式	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 直接送達 <input type="checkbox"/> 差し置き送達
受取人の署名・捺印	_____年__月__日
送達者の署名・捺印	_____年__月__日
備考	
記入説明	<p>1. 受送達者の代わりに受け取る場合、代行者が受取人の欄に署名・捺印しながら、備考欄に、受送達者との関係を明記します。</p> <p>2. 郵便送達の場合、受送達者又は代理人が関連文書を受け取った後、3日以内に本送達受領証を記入して当局に返送してください。</p> <p>連絡担当者：            連絡先電話：            連絡先住所：            郵便番号：</p>

## 二、知識產權局內部用法執行文書用紙

専利標識表示不適切の疑いある行為通報登記表

通報時間		通報方式	
通報者		連絡先住所	
		連絡先電話	
		電子メール	
被通報者			
被通報者の住所			
通報内容			

備考：通報内容には製品名称、表示した専利番号、専利標識表示不適切の疑いある行為の発生場所、製品販売場所、生産者、販売者、住所、郵便番号、電話番号等の内容を含めるものとする。



専利標識表示不適切の疑いある案件立件審査承認表

案件番号:

違法容疑者	氏名		性別		年齢		
	名称				法定代表者 (責任者)		
	住所				連絡先電話		
	営業許可証 番号				社会統一 信用コード		
案件出所					通報者及び 連絡先電話		
発生場所					発生時間		
製品名称					専利番号		
案件の経緯の概要							
対処担当者の意見		<p>「専利標識表示弁法」第_____条の規定に基づき、立件する/しない対処を提言します。</p> <p>署名：_____</p> <p>_____年__月__日</p>					
部(科)室責任者 による審査		<p>署名：_____</p> <p>_____年__月__日</p>					
局の上役 による指示		<p>署名：_____</p> <p>_____年__月__日</p>					

## 案件移送票

案件番号：

事由	
当事者	
移送事項	
移送リスト	
移送元：    <div style="text-align: center;">                     _____ 知識産権局（押印）                      _____ 年 ____ 月 ____ 日                 </div>	受入先：    <div style="text-align: center;">                     _____（押印）                      _____ 年 ____ 月 ____ 日                 </div>

専利標識表示不適切案件の議論の文書記録

案件番号:

事由			
違法容疑者		法定代表者 (責任者)	
対処担当者			
書記		時間	
案件の経緯の概要			
議論の内容			
処理に関する意見			
対処担当者 署名捺印	<p style="text-align: right;">_____年__月__日</p> <p style="text-align: right;">_____年__月__日</p>		

専利標識表示不適切案件終了審査承認表

案件番号:

事由	
違法容疑者	
対処担当者	
案件の経緯の概要	
対処担当者の意見	署名： _____ _____年__月__日      _____年__月__日
処（科）室責任者による審査	署名： _____ _____年__月__日
局の上役による指示	署名： _____ _____年__月__日

## 専利標識表示不適切案件終了報告書

案件番号:

事由			
被処罰人		法定代表者 (責任者)	
住所			
案件の経緯の概要			
処理の結果			
対処担当者の意見	署名 : _____ _____年__月__日      _____年__月__日		
部(科)室責任者による審査	署名 : _____ _____年__月__日		
局の上役による指示	署名 : _____ _____年__月__日		

## 強制執行申請書

案件番号:

\_\_\_\_\_人民法院:

\_\_\_\_\_案件に関する「専利標識表示不適切是正命令決定書」は  
\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_に当事者\_\_\_\_\_に送達されました。当事者は「専利標識表示不適切命令是正決定書」を受け取った後、60日以内に行政復議を申し立て  
ておらず、6ヶ月以内に人民法院に行政訴訟も提起しておらず、是正決定も履行して  
いません。「中華人民共和國行政強制法」第53条の規定に基づき、強制執行を申請  
します。

被執行組織名称:

詳細な住所:

法定代表者:

電話:

郵便番号:

被執行人氏名:

性別:

年齢:

勤務先又は自宅の住所:

連絡先電話:

郵便番号:

申請する執行項目:

添付: 専利標識表示不適切是正命令決定書

\_\_\_\_\_知識産権局 (押印)

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

### 三、当事者用法執行文書用紙

専利標識表示不適切の疑いある行為通報クレーム登記表

通報時間		通報方式	
通報者		連絡先住所	
		連絡先電話	
		電子メール	
被通報者			
被通報者の住所			
通報・クレームの内容			

備考：通報内容には製品名称、表示した専利番号、専利標識表示不適切の疑いある行為の発生場所、生産者、販売者、住所、郵便番号、電話番号等内容を含めるものとする。

## 専利標識表示不適切案件代理委任状

委任者（組織又は個人）：

法定代表者（責任者）：

役 職：

受任者の 氏 名：

勤務先：

役 職：

氏 名：

勤務先：

役 職：

上記受任者に、\_\_\_\_\_の件における当方の委任代理人として委任します。

代理人\_\_\_\_\_の代理権限：

法律文書の提出、受取

意見陳述、弁明の代行

反対尋問の代行

聴聞会参加

\_\_\_\_\_

代理人\_\_\_\_\_の代理権限：

法律文書の提出、受取

意見陳述、弁明の代行

反対尋問の代行

聴聞会参加

\_\_\_\_\_

委任者（署名・捺印）：\_\_\_\_\_

法定代表者（責任者）（署名・捺印）：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

出所：

2019年1月11日付け国家知識産権局ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1135464.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。